

農地転用（４条・５条）申請書

申請書・添付書類・書面

提出書類等	書類の内容・添付等	部 数		備考
		県 １ 部	農業委員会 １ 部	
申 請 書	農地法４条・５条 の申請書（かがみ）	１（原本）	１（原本）	
（法人の場合）	定款か寄付行為の写し （原本と相違ない旨を記し署名押印） 又は 法人登記簿の謄本（原本）	１（原本）	１（写）	
全部事項証明 （登記簿謄本）	法務局公印がある原本 現住所が登記簿と異なる場合、住民票を添付	１（原本）	１（写）	直近のもの
水利権者同意書	申請地元の水利組合	１（原本）	１（写）	同意が得られない場合、 事由書添付
事業計画書	一般住宅は不要	１（原本）	１（写）	
被害防除計画書	一般住宅は不要	１（原本）	１（写）	
資金計画書	工事見積 ≤ 資金 となっていること	１（原本）	１（写）	
資金証明書類	残高証明書・融資証明書・融資事前審査書類等 原本の提出が出来ない場合は原本の提示と写しの提出 ※その他必要とするもの ・個人からの借入の場合は承諾書 ・金融機関ではない会社からの借入の場合、定款（賃金等 の記載）や議事録 等々	１（原本）	１（写）	直近のもの
工事見積書	資金計画書に基づくこと 業者の㊟付	１（原本）	１（写）	有効期限内のもの
宅地建物取引業免 許書の写し	宅地分譲・建売分譲住宅の場合	１（写）	１（写）	
売買契約書(案)	特定建築条件付売買予定地の場合	１（写）	１（写）	
隣地承諾書	隣接が農地の場合	×	１（原本）	同意が得られない場合、 事由書添付
確約書	申請内容についての確約	×	１（原本）	
その他	・建売住宅の場合、許可後～完了までの工程表 ・所有権以外の権原に基づいて申請する場合、所有者の同意書 ・賃借権、地上権を有するものがある場合、権利を所有する者の同意書 ・公有地（道路水路等）を取り込んでいる場合、利用可能の旨を証する写し ・土地改良区内の場合、土地改良区の意見書 ・単独申請（５条）の場合、単独で申請する旨を証する書面の写し（遺贈や一体開発など） ・無断転用の場合、始末書の添付 ・他法令の許認可届出をしている場合、許認可届出の写し ・官民・民民境界の協議書・確定書やそれを証する書類（必要に応じて） ※その他必要とするもの			

図面関係

位置図	1/50,000 か 1/25,000 市内のどこに位置するか特定できるもの	１（原本）	１（写）	
付近見取図	1/5,000 程度で付近の状況がわかるもの	１（原本）	１（写）	
字図	境界を朱ラインで囲むこと 隣接の土地に所有者、地目、地積を記入すること	１（原本）	１（写）	
現況平面図	境界を朱ラインで囲むこと	１（原本）	１（写）	
土地利用計画 平面図 （施設配置図）	給水・排水・下水道等の配管線は、色分けをする 境界を朱ラインで囲むこと 建物、施設等やそれらの利用に必要な道路・用排水施設・ その他（周辺農地に対する被害防除施設等を含む）の位置 を明らかにしたもの	１（原本）	１（写）	
縦横断図	現況で作成したもの	１（原本）	１（写）	一般住宅（高低差 1m 以内） の場合、省略可
建物平面図 建物立面図	カーポートは建築面積に含む	１（原本）	１（写）	

その他の法令関係

他法令関係	開発行為、道路占用・形状変更届等・払下げ関係、県・国への届出等関係書類の写し
都市計画法関係	用途地域では、建築物の用途制限がありますので、必ず事前確認をしてください。

提出部数

申請書	２部（県１部・農業委員会１部）	※この書類自体は提出の必要はありません。
添付書類	２部（県１部・農業委員会１部）	